議案第18号

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 德

(提案理由)

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則及び建築物のエネルギー消費性能の向上に 関する法律施行規則の改正を踏まえ、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定の申請等に関する事務手数料に係る規定を改める必要があるので、本 案を提出いたします。

葛飾区事務手数料条例の一部を改正する条例

葛飾区事務手数料条例(昭和33年葛飾区条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の規 定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査の項中

ア 住戸ごとの 申請戸数が1戸のもの 4,700円 申請の場合 1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 19,400円 2戸以上5戸以下のもの 1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 16,000円 6 戸以上10戸以下のもの 1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 27,000円 11戸以上25戸以下のもの 1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 45,000円 26戸以上50戸以下のもの 1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 82,000円 51戸以上100戸以下のもの

1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	131,000円
101戸以上200戸以下のもの	
1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	170,000円
201戸以上300戸以下のもの	
1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	185,000円
301戸以上のもの	

Γ	
Г	_

	1	1
イ 1の建築物	(ア) 住戸	建築物の総戸数が1戸のもの
の申請の場合	の部分(人	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
	の居住の	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
	用途に供	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
	する部分	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
	に限る。以	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
	下この表	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
	において	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
	同じ。)	建築物の総戸数が301戸以上のもの
	(イ) 共用	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
	廊下等の	以内のもの
	部分(住宅	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
	の用途に	を超え1,000平方メートル以内のもの
	供する共	当該部分の床面積の合計が1,000平方メート
	用廊下、共	ルを超え2,000平方メートル以内のもの
	用階段そ	当該部分の床面積の合計が2,000平方メート
	の他共用	ルを超え5,000平方メートル以内のもの
	部分をい	当該部分の床面積の合計が5,000平方メート
	う。以下こ	ルを超え10,000平方メートル以内のもの
	の表にお	当該部分の床面積の合計が10,000平方メート

いて同	ルを超え25,000平方メートル以内のもの
じ。)	当該部分の床面積の合計が25,000平方メート
	ルを超えるもの
(ウ) 非住	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
宅の部分	以内のもの
(住戸の	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
部分及び	を超え1,000平方メートル以内のもの
共用廊下	当該部分の床面積の合計が1,000平方メート
等の部分	ルを超え2,000平方メートル以内のもの
以外の部	当該部分の床面積の合計が2,000平方メート
分をいう。	ルを超え5,000平方メートル以内のもの
以下この	当該部分の床面積の合計が5,000平方メート
表におい	ルを超え10,000平方メートル以内のもの
て同じ。)	当該部分の床面積の合計が10,000平方メート
	ルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メート
	ルを超えるもの

」を

ア 住戸の部分(人の居住の用	建築物の総戸数が1戸のもの
途に供する部分に限る。以下	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
この表において同じ。)	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
	建築物の総戸数が301戸以上のもの

Γ

イ 共用廊下等の部分(住宅の	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
用途に供する共用廊下、共用	以内のもの
階段その他共用部分をいう。	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
以下この表において同じ。)	を超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メート
	ルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メート
	ルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メート
	ルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メート
	ルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メート
	ルを超えるもの
ウ 非住宅の部分(住戸の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
及び共用廊下等の部分以外	以内のもの
の部分をいう。以下この表に	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
おいて同じ。)	を超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メート
	ルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メート
	ルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メート
	ルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メート
	ルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メート
	ルを超えるもの

Γ

ア 住戸ごとの	申請戸数が1戸のもの	35,000円
申請の場合	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	69,000円
	2戸以上5戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	97,000円
	6戸以上10戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	137,000円
	11戸以上25戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	197,000円
	26戸以上50戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	283,000円
	51戸以上100戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	385,000円
	101戸以上200戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	508,000円
	201戸以上300戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	600,000円
	301戸以上のもの	

」を削り、

	-	г		
		ı		
		ı	Į	
,				

イ 1の建築物	(ア) 住戸	建築物の総戸数が1戸のもの
の申請の場合	の部分	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの

ı	
_	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
	建築物の総戸数が301戸以上のもの
(イ) 共用	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
廊下等の	以内のもの
部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
	を超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メート
	ルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メート
	ルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メート
	ルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メート
	ルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メート
	ルを超えるもの
(ウ) 非住	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
宅の部分	以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
	を超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メート
	ルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メート
	ルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メート
	ルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メート
	ルを超え25,000平方メートル以内のもの

	当該部分の床面積の合計が25,000平方メート
	ルを超えるもの

Γ

」を

ア	住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
		建築物の総戸数が301戸以上のもの
イ	共用廊下等の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
		以内のもの
		当該部分の床面積の合計が300平方メートル
		を超え1,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メート
		ルを超え2,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メート
		ルを超え5,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メート
		ルを超え10,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が10,000平方メート
		ルを超え25,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が25,000平方メート
		ルを超えるもの
ウ	非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル

以内のもの
当該部分の床面積の合計が300平方メートル
を超え1,000平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が1,000平方メート
ルを超え2,000平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が2,000平方メート
ルを超え5,000平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が5,000平方メート
ルを超え10,000平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が10,000平方メート
ルを超え25,000平方メートル以内のもの
当該部分の床面積の合計が25,000平方メート
ルを超えるもの

」に改め、

同表都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等 計画の変更の認定の申請に対する審査の項中

Γ		
ア 住戸ごとの	申請戸数が1戸のもの	3,300円
申請の場合	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	6,600円
	2戸以上5戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	11,000円
	6 戸以上10戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	19,000円
	11戸以上25戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	32,000円
	26戸以上50戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が 58,0	
	51戸以上100戸以下のもの	

1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	93,000円
101戸以上200戸以下のもの	
1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	122,000円
201戸以上300戸以下のもの	
1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	134,000円
301戸以上のもの	

イ 1の建築物	(ア) 住戸	建築物の総戸数が1戸のもの
の申請の場合	の部分	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
		建築物の総戸数が301戸以上のもの
	(イ) 共用	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
	廊下等の	以内のもの
	部分	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
		を超え1,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が1,000平方メート
		ルを超え2,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が2,000平方メート
		ルを超え5,000平方メートル以内のもの
		当該部分の床面積の合計が5,000平方メート
		ルを超え10,000平方メートル以内のもの
		 当該部分の床面積の合計が10,000平方メート

	ルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メート
	ルを超えるもの
(ウ) 非住	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
宅の部分	以内のもの
	当該部分の床面積の合計が300平方メートル
	を超え1,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が1,000平方メート
	ルを超え2,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が2,000平方メート
	ルを超え5,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が5,000平方メート
	ルを超え10,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が10,000平方メート
	ルを超え25,000平方メートル以内のもの
	当該部分の床面積の合計が25,000平方メート
	ルを超えるもの

」を

Γ	
ア 住戸の部分	建築物の総戸数が1戸のもの
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの
	建築物の総戸数が301戸以上のもの

イ 共用廊下等の部分 当該部分の床面積の合計が300平方メー 以内のもの 当該部分の床面積の合計が300平方メー	トル
当該部分の床面積の合計が300平方メー	
	トル
を超え1,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が1,000平方メ	ート
ルを超え2,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が2,000平方メ	ート
ルを超え5,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が5,000平方メ	ート
ルを超え10,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が10,000平方メ	ート
ルを超え25,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が25,000平方メ	ート
ルを超えるもの	
ウ 非住宅の部分 当該部分の床面積の合計が300平方メー	トル
以内のもの	
当該部分の床面積の合計が300平方メー	トル
を超え1,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が1,000平方メ	ート
ルを超え2,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が2,000平方メ	ート
ルを超え5,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が5,000平方メ	ート
ルを超え10,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が10,000平方メ	— ト
ルを超え25,000平方メートル以内のもの	
当該部分の床面積の合計が25,000平方メ	ート

ア 住戸ごとの	申請戸数が1戸のもの	18,000円
申請の場合	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	37,000円
	2戸以上5戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	52,000円
	6 戸以上10戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	74,000円
	11戸以上25戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	108,000円
	26戸以上50戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	159,000円
	51戸以上100戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	221,000円
	101戸以上200戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	291,000円
	201戸以上300戸以下のもの	
	1の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が	342,000円
	301戸以上のもの	

同表備考を削る。

別表第3建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項の規定に基づく 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項中

Γ		
ア 住戸ごとの	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル	9,700円
申請の場合	未満のもの	
	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル	21,000円
	以上2,000平方メートル未満のもの	

当該住戸の床面積の合計が2,000平方メート	46,000円
ル以上5,000平方メートル未満のもの	
当該住戸の床面積の合計が5,000平方メート	81,000円
ル以上のもの	

イ 1の建築物の申請の場合

(ア) 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)

(イ) 非住宅部分

」を

ア 住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項 に規定する住宅部分をいう。以下この表において同じ。)

イ 非住宅部分

」に改め、

ア 住戸ごとの	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル	69, 100円
申請の場合	未満のもの	
	当該住戸の床面積の合計が300平方メートル	116,000円
	以上2,000平方メートル未満のもの	
	当該住戸の床面積の合計が2,000平方メート	196,000円
	ル以上5,000平方メートル未満のもの	
	当該住戸の床面積の合計が5,000平方メート	281,000円
	ル以上のもの	

」を削り、

Γ

イ 1の建築物	(ア)	住宅部分	
の申請の場合	(イ)	非住宅部分	モデル建物法(一次エネルギー消費
			量の算出に用いるべき標準的な建築
			物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内
			周囲空間の年間熱負荷(以下この表
			において「屋内周囲空間の年間熱負
			荷」という。)の算出に用いるべき
			ものとして国土交通大臣が定める建
			築物を用いて評価する方法をいう。
			建築物のエネルギー消費性能の向上
			に関する法律第36条第1項の規定に
			基づく建築物エネルギー消費性能向
			上計画の変更の認定の申請に対する
			審査の項において同じ。)による場
			合
			標準入力法等(実際の設計仕様の条
			件を基に算定した一次エネルギー消
			費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷
			を用いて評価する方法をいう。建築
			物のエネルギー消費性能の向上に関
			する法律第36条第1項の規定に基づ
			く建築物エネルギー消費性能向上計
			画の変更の認定の申請に対する審査
			の項において同じ。) による場合

」を

ア 住字部分

イ 非住宅部分 モデル建物法 (一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標

準的な建築物及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間の 年間熱負荷(以下この表において「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)の算出に用いるべきものとして国土交通大臣 が定める建築物を用いて評価する方法をいう。建築物のエネ ルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に 基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の 申請に対する審査の項において同じ。)による場合

標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項において同じ。)による場合

」に改め、

同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物 エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項中

ア 住戸ごとの 当該住戸の床面積の合計が300平方メートル 6,900円 申請の場合 未満のもの

当該住戸の床面積の合計が300平方メートル	15,000円
以上2,000平方メートル未満のもの	
当該住戸の床面積の合計が2,000平方メート	32,000円
ル以上5,000平方メートル未満のもの	
当該住戸の床面積の合計が5,000平方メート	57,000円
ル以上のもの	

イ 1の建築物

(ア) 住宅部分

の申請の場合 (イ) 非住宅部分

」を

ア 住宅部分

イ 非住宅部分

」に改め、

ア 住戸ごとの 申請の場合

当該住戸の床面積の合計が300平方メートル	48,500円
未満のもの	
当該住戸の床面積の合計が300平方メートル	81,000円
以上2,000平方メートル未満のもの	
当該住戸の床面積の合計が2,000平方メート	138,000円
ル以上5,000平方メートル未満のもの	
当該住戸の床面積の合計が5,000平方メート	197,000円
ル以上のもの	

」を削り、

Γ

イ 1の建築物	(ア)	住宅部分	
の申請の場合	(イ)	非住宅部分	モデル建物法による場合

標準入力法等による場合

」を

Γ			
	ア	住宅部分	
	イ	非住宅部分	モデル建物法による場合
			標準入力法等による場合

」に改め、

同表備考第2項中「の(イ)」を削り、同表備考第11項から備考第13項までを削り、同表備考第14項中「1の建築物の」を削り、同項を同表備考第11項とし、同表備考第15項中「1の建築物の」を削り、同項を同表備考第12項とし、同表備考第16項を削る。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第68号)の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の認定を受けている又は同法第53条第1項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第55条第1項の規定による変更の認定の申請については、改正前の別表第2都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査の項の規定は、なおその効力を有する。
- 3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和4年国土交通省令第67号)の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第35条第1項の認定を受けている又は同法第34条第1項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第36条第1項の規定による変更の認定の申請については、改正前の別表第3建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査の項の規定は、なおその効力を有する。